牧之原市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定により、次のとおり公告する。

一　牧之原市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者
静岡県住宅供給公社

二　一に定める者が管理を行う市営住宅等の名称
牧之原市営住宅管理条例（平成十七年牧之原市条例第百三十六号）別表第一左欄に掲げる名称

三　一に定める者が行う市営住宅等の管理の内容
㈠　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）による市営住宅等の管理を行うこと。
ただし、法第四十七条第三項に掲げる権限のうち第一号の一部（法第二十二条第一項の規定により特定の者を市営住宅に入居させること。）を除くものとする。
㈡　市営住宅等の修繕に関する業務を行うこと。

四　一に定める者が市営住宅等の管理を行う期間
令和七年四月一日から
令和八年三月三十一日まで

令和七年三月三十一日
静岡県静岡市葵区追手町九番一八号
静岡県住宅供給公社
理事長　矢野　弘典

大阪府営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十七条第一項の規定により、次のとおり大阪府に代わって公営住宅及び共同施設の管理を行う。

一　管理を行う地方住宅供給公社の名称
大阪府住宅供給公社

二　管理を行う公営住宅及び共同施設の名称
平成十二年大阪府告示第一四六四号（府営住宅の名称及び位置）に規定する名称

三　管理の内容
公営住宅法第二十一条の規定による修繕業務（大阪府営住宅条例（昭和二十六年大阪府条例第四十五号）第五十五条の規定により指定管理者に行わせることとされた業務を除く。）

四　管理を行う期間
令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日

令和七年三月三十一日
大阪市中央区今橋二丁目三番二一号
大阪府住宅供給公社
理事長　山本　譲

和歌山県営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
和歌山県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う県営住宅等
和歌山県営住宅条例（平成九年十月九日和歌山県条例第四十二号）別表第一及び第二に掲げる県営住宅等

三　一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
㈠　二で定める県営住宅等のうち和歌山市、海南市、橋本市、有田市、紀の川市、岩出市、海草郡、伊都郡及び有田郡の区域に存する団地に係る管理の内容
ア　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）による県営住宅等の管理
イ　県営住宅等の修繕に関する業務、その他アに付随する業務
㈡　二で定める県営住宅等のうち、㈠に掲げる県営住宅等以外のものに係る管理の内容
和歌山県営住宅条例第四条に規定する入居者の募集及び同条例第九条第一項に規定する抽選に関する業務

四　一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
令和七年四月一日から
令和八年三月三十一日まで

令和七年三月三十一日
和歌山市十三番丁三〇番地
和歌山県住宅供給公社
理事長　下　宏

日高村営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　日高村に代わって村営住宅及び共同施設（以下「村営住宅等」という。）の管理を行う者
高知県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う村営住宅等
日高村営住宅の設置及び管理に関する規則（昭和四十二年二月二十七日規則第一号）別表に掲げる村営住宅等

三　一で定める者が行う村営住宅等の管理の内容
㈠　公営住宅法第四十七条第三項各号（第四号、第六号及び第七号を除く。）に掲げる業務
㈡　村営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに㈠に掲げる業務に付随する業務

四　一で定める者が村営住宅等の管理を行う期間
令和七年四月一日から
令和八年三月三十一日まで

令和七年三月三十一日
高知市九反田四番一〇―四〇一号
高知県住宅供給公社
理事長　杉村　充孝

高知県営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　高知県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
高知県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う県営住宅等
高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成九年高知県規則第八十八号）別表第一の一に掲げる県営住宅等

三　一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
㈠　公営住宅法第四十七条第三項各号（第四号、第六号及び第七号を除く。）に掲げる業務
㈡　県営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに㈠に掲げる業務に付随する業務

四　一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
令和七年四月一日から
令和八年三月三十一日まで

令和七年三月三十一日
高知市九反田四番一〇―四〇一号
高知県住宅供給公社
理事長　杉村　充孝

第 31 期 決 算 公 告

令和７年３月31日　東京都杉並区上荻一丁目14番５号
グロービート・ジャパン株式会社
代表取締役　黒須　伸一
代表取締役　鷺見　嘉弘
代表取締役　平野　岳史

貸借対照表の要旨　（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,127,090	流動負債	933,195
固定資産	1,813,884	固定負債	746,451
		株主資本	5,261,328
		資本金	10,000
		資本剰余金	1,045,370
		その他資本剰余金	1,045,370
		利益剰余金	4,994,961
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	4,992,461
		（うち当期純利益）	（466,433）
		自己株式	△789,003
合計	6,940,974	合計	6,940,974